
第2章

5層のエリアによる 福祉コミュニティの構築

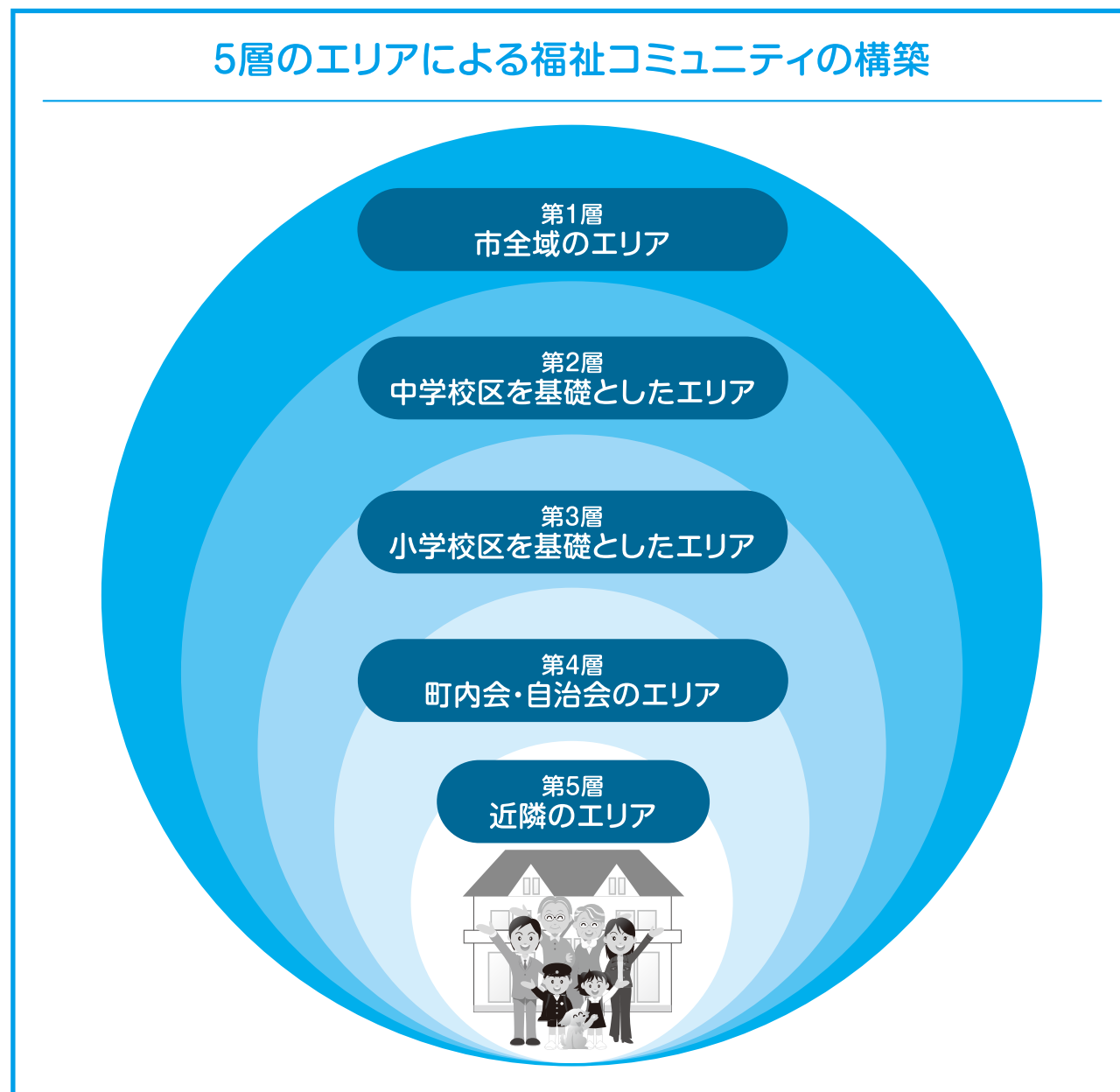




鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2015」における5層のエリア設定に基づく福祉コミュニティづくりの推進について

今後、増加することが予測されるひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者のいる世帯、また、老々介護世帯などに対する声かけ・見守り、子育て世帯の子育て不安の解消や孤立化の防止、障がい児・者が地域で安心して暮らすために、地域福祉を推進するエリアとして近隣などを含めた小地域における福祉コミュニティづくりを重視する必要性から、5年前に策定された「つるおか地域福祉プラン2010」が掲げた次のような5層エリアによる福祉コミュニティの構築を推進します。

〈イメージ図〉



※このイメージ図は「つるおか地域福祉プラン2015」において構想されている5層のエリアによる福祉コミュニティの考え方に基づいて「おだがいさまのまちづくり計画2015」用に編集したものです。

第1層 市全域のエリア

(主な機関・団体)

総合保健福祉センター(保健センター、子ども家庭支援センター、障害者相談支援センター)、生活自立支援センター、(仮称)権利擁護センター、児童相談所、市関係部局、市社会福祉協議会、その他の民間機関・団体など

(主な機能)

- 市全体の連絡・調整、企画、運営管理、評価など
- 市全体の地域包括ケア体制の整備
- 市全体の暮らしのセーフティネットの相談支援体制の整備
- 市全体のプロジェクトの推進、進行管理
- 住民主体の福祉コミュニティづくりへの支援・条件整備など
- より専門的な相談支援と関係者への指導・助言

第2層 中学校区を基礎としたエリア

(主な機関・団体)

(地域保健福祉センター(下記の機能を含む))

- ・地域包括支援センター
- ・地域子ども家庭支援センター
- ・地域障がい者相談支援センター
- ・市社会福祉協議会福祉センター

(主な機能)

- 子育て、障がい児・者、高齢者や生活困窮などに関するワンストップの初期相談・支援
- 各種サービス提供に関する相談・支援
- 困難事例や権利擁護に関する相談・支援
- 健康づくり、介護予防活動の拠点機能
- 地域に応じた各種地域福祉プロジェクトの推進
- 各関係機関・団体との連携・協力の推進

第3層 小学校区を基礎としたエリア

(主な機関・団体)

学区・地区社会福祉協議会、コミュニティセンター・地域活動センター、公民館、町内会・自治会連合会、各種住民団体

(主な機能)

- 住民諸団体の連携による地域福祉活動
- 町内会・自治会などによるモデル的な地域福祉活動への支援
- 生涯学習事業と連携した啓発・学習活動



モデル的な地域福祉活動の例

- ひとり暮らし高齢者・要支援高齢者への「おだがいさまネット」による見守り・生活支援サービスの仕組みづくり
- 認知症カフェの実施や運営協力
- 子育てサロンや障がい児・者サロンの実施
- 過疎地における小さな拠点事業の企画や実施
- 異世代交流活動の実施

第4層 町内会・自治会のエリア

(主な機関・団体)

町内会・自治会など各種住民団体、自治公民館

(主な機能)

- 町内会・自治会単位の住民主体の地域福祉活動の展開
- 町内会・自治会単位の福祉委員会・部会などの設置
- モデル的な地域福祉活動の推進

モデル的な地域福祉活動の例

- ひとり暮らし高齢者などへの「おだがいさまネット」による見守り活動
- 自治公民館・集会所などでの住民主体の介護予防、健康づくり活動
- 日中孤立しがちな高齢者などへのお茶のみサロンの実施
- 子どもの安全・見守り活動
- 住民座談会の実施
- 啓発・学習活動

第5層 近隣のエリア

(主な機関・団体)

班・隣組、近隣、各種会員、福祉協力員

(主な機能)

- 支援が必要な人・家族への声かけ・見守り
- 緊急時における関係機関などへの連絡・通報

鶴岡市における5層のエリアによる福祉コミュニティの構築

